

中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定取得支援補助金について

中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定、いわゆる中小企業向け SBT 認定は、自社の温室効果ガス排出量を算定し、パリ協定が求める水準に整合した排出削減目標を策定して、それを国際的な認証機関が認定するものです。

脱炭素社会の実現に向けては、事業者においても脱炭素行動の重要性を認識し、積極的に取り組むことが必要となります。

中小企業向け温室効果ガス排出削減目標認定（中小企業向け SBT 認定）取得支援補助金を創設し、認定取得に要した費用の一部を助成することで、認定の取得促進ならびに中小企業の脱炭素経営促進を図ってまいります。

■事業目的

市内中小企業における脱炭素へ向けた機運醸成及び取組の実践を促進します。

■事業概要

市内の企業等に対し、中小企業向け SBT 認定取得に要した費用の一部を補助します。

【対象条件】以下のいずれにも該当する者

令和6年8月1日以降に中小企業向け SBT 認定を取得していること。

中小企業者

市内に本社又は主たる事業所を有し、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること。

市税を滞納していないこと。

【対象経費】

- ・ 中小企業向け SBT 認定取得に要した費用
- ・ 中小企業向け SBT 認定に係る業務を外部に委託した場合、これに要した費用

【補助額】

対象経費の 1/2 の額（上限 100 万円）

【実施期間】

令和6年度～令和8年度

